

令和8年2月24日
生涯学習課

世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定について

1 主旨

世田谷区文化財保護条例に基づき、世田谷区文化財保護審議会からの答申を受け、新たに登録及び指定を行ったので報告する。

2 登録及び指定の内容

(1) 勝光院の木造観音菩薩立像

① 登録基準

世田谷区登録有形文化財（絵画・彫刻）

イ 絵画史上、彫刻史上又はこの地方の文化史上貴重なもの

② 所有者

宗教法人勝光院 代表役員 大場有里子

③ 所在地

桜一丁目26番35号

④ 文化財の概要

資料1（1）のとおり

(2) 勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像

① 登録基準

世田谷区登録有形文化財（絵画・彫刻）

イ 絵画史上、彫刻史上又はこの地方の文化史上貴重なもの

世田谷区指定有形文化財

世田谷区登録有形文化財のうち、区にとって重要なもの

② 所有者

宗教法人勝光院 代表役員 大場有里子

③ 所在地

桜一丁目26番35号

④ 文化財の概要

資料1（2）のとおり

3 勝光院について

勝光院は、世田谷区内でも有数の曹洞宗の古刹で、中世の世田谷領主吉良氏の菩提寺である。建武2年（1335）に吉良氏が創建した龍鳳寺を、天正元年（1573）に、当時の世田谷城主・吉良氏朝が父頼康の菩提を弔うために再興し、頼康の院号に因み勝光院と改称した。徳川家康の関東入国以降は、30石の朱印地を与えられ、旧吉良氏領内で最も格式の高い寺院であった。

「勝光院書院」及び「勝光院の梵鐘」が区指定有形文化財に、「吉良氏墓所」が区指定史跡に指定されている。

4 これまでの経緯

令和7年	9月	3日	教育委員会において文化財保護審議会への諮問の決定
		8日	教育委員会から文化財保護審議会へ諮問
令和7年	10月	21日	文化財保護審議会にて答申文案を検討
令和8年	1月	13日	文化財保護審議会から教育委員会へ答申
		1月27日	教育委員会において登録及び指定の決定
	2月	5日	登録及び指定の告示

5 登録及び指定に関する周知

- (1) 「せたがやの教育」126号に掲載（3月13日発行）
- (2) 機関紙「せたがやの文化財 No.38」に掲載（3月31日発行予定）
- (3) 区のホームページ及び世田谷デジタルミュージアムにおいて紹介

6 区登録文化財及び区指定文化財の件数

本件登録及び指定により、資料2のとおり、登録有形文化財（登録のみ）及び指定有形文化財が1件ずつ追加となり、合計で96件となった。

(1) 勝光院の木造観音菩薩立像

世田谷区登録有形文化財（絵画・彫刻）

像高：4.3センチメートル

時代：江戸時代

素地一木造。彫眼。黒漆塗内部金箔の厨子に納められている。小像ながらも、色彩を施され、首に3本の皺（三道）が彫り出されるなど、極めて緻密な造りである。写実的で彫法も優れ、鎌倉時代の要素も見受けられる。

江戸後期にまとめられた紀行文等には、吉良氏朝の守り本尊として伝わる一寸余りの観音像の存在が示されており、本像がこれに該当すると考えられる。



(2) 勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像

世田谷区登録有形文化財及び世田谷区指定有形文化財（絵画・彫刻）

像高：48.5センチメートル

時代：安土桃山時代

寄木造、玉眼。頭部は群青彩。眉間の白毫に水晶を嵌め、金属製の頭飾と胸飾をつけている。衲衣は両肩から両足まですっぽりと覆う。やや小さい体軀ながらも、室町時代の余風を残した一種のおおらかさが伺える。区内でも数少ない、安土桃山時代に造られた像と考えられ、同時代の技巧から見ても優れた像容である。

本像を勝光院へ寄進した関加賀守は、「吉良四天王」に数えられる吉良氏有力家臣であり、天正20年（1592）造立の勝国寺の薬師三尊像の漆箔彩色の願主として名を残している。



世田谷区登録及び指定文化財一覧

(令和8年2月24日現在)

種別		登録のみ件数	指定件数	細分類
有形文化財		8	64	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料など
無形文化財		0	0	演劇、音楽、工芸技術など
民俗文化財	有形民俗文化財	0	2	衣食住、生業、信仰などに用いられるもの
	無形民俗文化財	0	6	風俗慣習、民俗芸能など
記念物	史跡	0	9	貝塚、古墳、城跡、旧宅など
	名勝	0	0	庭園、橋りょう、溪谷、その他景勝地
	天然記念物	4	3	動物、植物、地質鉱物
文化的景観		0	0	地域の人々の生活・生業・風土により形成された景観地
合計（96件）		12	84	解除件数除く